

公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則に定めのあるもののほか、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会（以下「教育訓練協会」という。）が実施する港湾の業務に関する教育訓練事業について、予算の範囲内における補助金の交付について必要な事項を定め、もって補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助金交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、港湾に係る職業能力開発に関する事業及び職業訓練に関する事業など港湾労働者の技術習得による資質向上を図り、もって港湾経済の発展に寄与する事業とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 大型特殊自動車免許取得準備講習
- (2) 大型車両運転業務講習
- (3) 揚貨装置実技訓練
- (4) 新入社員研修会
- (5) 職業能力開発推進者研修会
- (6) 危険物取扱者セミナー
- (7) 教育訓練担当者研修会
- (8) その他、市長が必要と認める事業

(交付の申請)

第3条 教育訓練協会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 代表者の氏名及び住所

(2) 補助事業の目的及び内容

(3) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎並びに事業完了予定日

(4) 補助事業の経費の配分及び使用方法

(5) 補助事業の遂行計画

(6) その他市長が必要と認める事項

2 教育訓練協会は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては

、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更は除く。）をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けべきこと。

(4) その他市長が認める条件

(申請の取下げ)

第6条 教育訓練協会は、第4条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業実績報告書)

第7条 教育訓練協会は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

2 教育訓練協会は、前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第4号様式）により教育訓練協会に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 教育訓練協会は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第5号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件並びにその他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住所

申請者

代表者

補 助 金 申 請 書

平成 年度の港湾教育訓練事業を実施するにあたり、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金等交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助金申請額	円
補助金額の算出基礎	
事業完了予定日	平成 年 月 日

第2号様式

補助金交付決定通知書

川崎市指令第 号

平成 年 月 日

公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会 様

川崎市長

平成 年 月 日付けをもって申請のあった公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金については、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、次の条件をつけて交付する。

- 1 補助金は , , 円を上限として交付するものとする。
- 2 補助金を他の用途に使用しないこと。
- 3 補助事業等が完了したときは、速やかに事業実績報告書等の関係書類による報告をすること。
- 4 偽りその他、不正な手続きで補助金を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還させるものとする。
- 5 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 7 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 8 実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

9 実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等があることが確定した場合には、要綱第9条に定める様式（様式5）により、その金額の総額等を速やかに報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

10 この決定通知の内容及び条件に不服があるときは、この通知書を受領した日の翌日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

申請者

代表者

事 業 実 績 報 告 書

平成 年度公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会の事業を実施した結果、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金等交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業名	
補助事業の内容	
補助金交付決定額	円
事業完了日	平成 年 月 日
事業の成果	

第4号様式

補助金額確定通知書

平成 年 月 日

公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会 様

川崎市長

平成 年度公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金は、同交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので、通知します。

補助金交付額 ¥ 円

第5号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住所

申請者

代表者

補助金に係る消費税等仕入控除額確定報告書

平成 年度公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金について、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定しましたので、同交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の額（交付要綱第8条による額の確定額）

¥ 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ 円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ 円

4 補助金返還相当額（上記3から2の額を差し引いた額）

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること

¥ 円